

第 4 章

施策の展開

1 重点施策

第3章で記載した今後の課題の解決や他施策への波及効果、こども・家庭の支援体制のさらなる強化に向けて、特に優先して取り組むべき3つの施策を重点施策として位置づけ、子育て・子育て支援を推進します。

重点施策 1

確実に支援に つなぐ
～寄り添い・つなぐ相談援助～

重点施策 2

子育ては みんなで
～子育ての社会化～

重点施策 3

こどもと ともに
～こども自身による多様な参画～

重点施策 1

確実に支援に つなぐ ～寄り添い・つなぐ相談援助～

近年、児童虐待相談件数・対応件数や不登校児童数は増加傾向にあり、また課題を抱えるこども・家庭の潜在化も見受けられることから、こども・家庭への迅速かつ丁寧で切れめのない支援と予防的な関わりの強化、より身近な場所での早期支援が求められます。また、こども・家庭の抱える課題が複合的なケースが増加していることから、その解決にむけては学校・地域、福祉など関係機関のさらなる連携強化が必要となっています。

施策の方向性

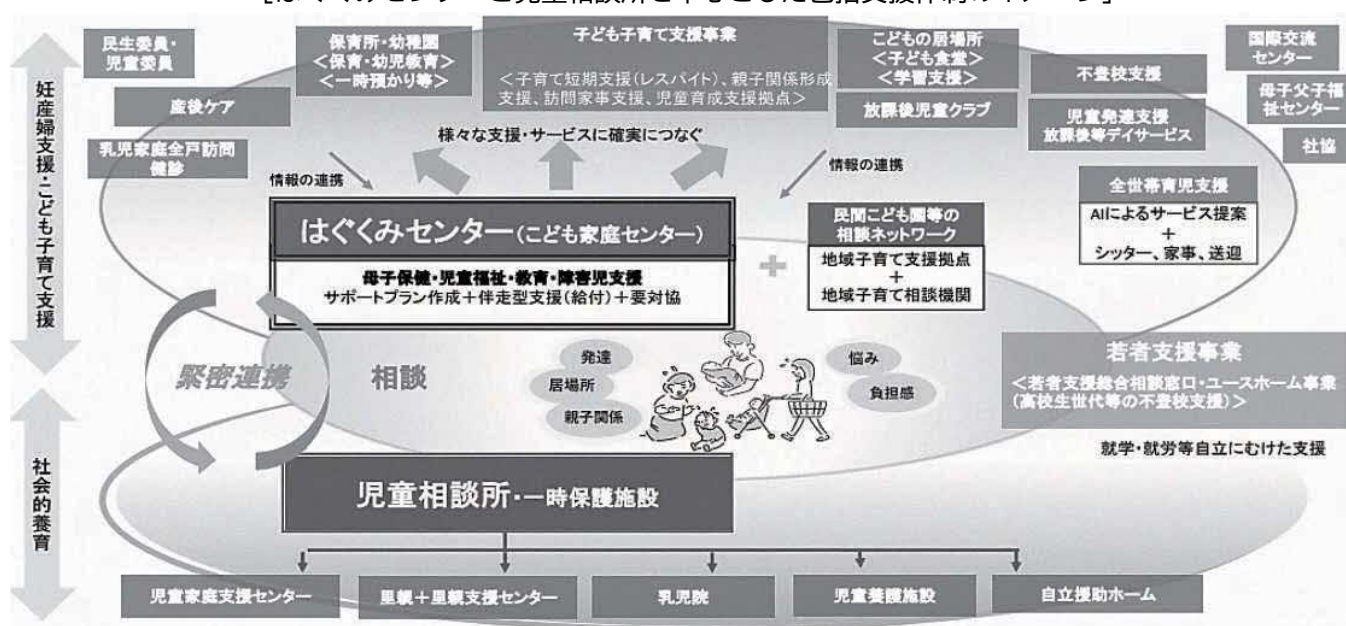
- ◆地域の身近なところで気軽に相談でき、ニーズに応じて関係機関や支援・サービスにつながる仕組みづくりをめざします。
- ◆支援・サービスの質・量・種類を確保し、すべての妊産婦、こども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する「はぐくみセンター（こども家庭センター）」と、様々な措置機能を有する「児童相談所」を中心として、「若者支援総合相談窓口」など各相談窓口や関係機関が一体となった包括支援体制の構築をめざします。
- ◆個別に応じたサポートプラン等、一人ひとりのニーズに応じて切れめなく「確実に支援に結びつける」仕組みの構築をめざします。

施策展開

(1) はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制づくり

○必要な支援に確実につなぐため、はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制を築き、すべての妊産婦、こども、子育て世帯をまるごと支援します。

〔はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制のイメージ〕

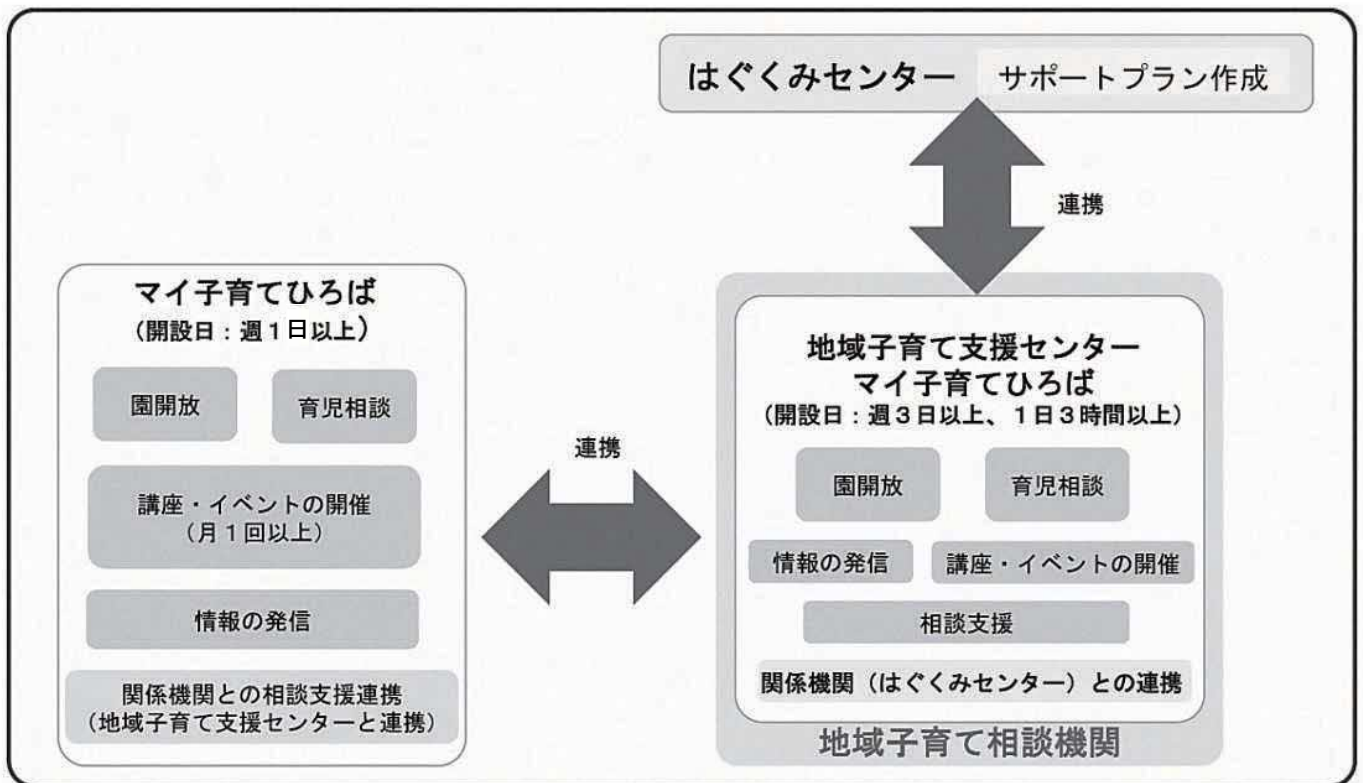


(2) 地域の身近な相談支援の推進

①こども園等における相談支援体制の構築（主に就学前）

- 妊婦及び子育て中の方を対象に、子育てに関する不安を解消するため、地域の身近な子育て支援の拠点として公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」※を導入します。
- はぐくみセンターや地域子育て支援センターが連携し、継続的な支援や専門的な支援が必要な方については、必要な支援に確実につなげます。

[こども園等における相談支援体制のイメージ]



※「マイ子育てひろば」とは、豊中市独自の取組みとして、妊婦や未就学児の保護者が利用者登録をして、より気軽に子育て相談やイベント、園庭開放を利用できるようにするもの。

■実施施設(令和6年(2024年)12月現在)■

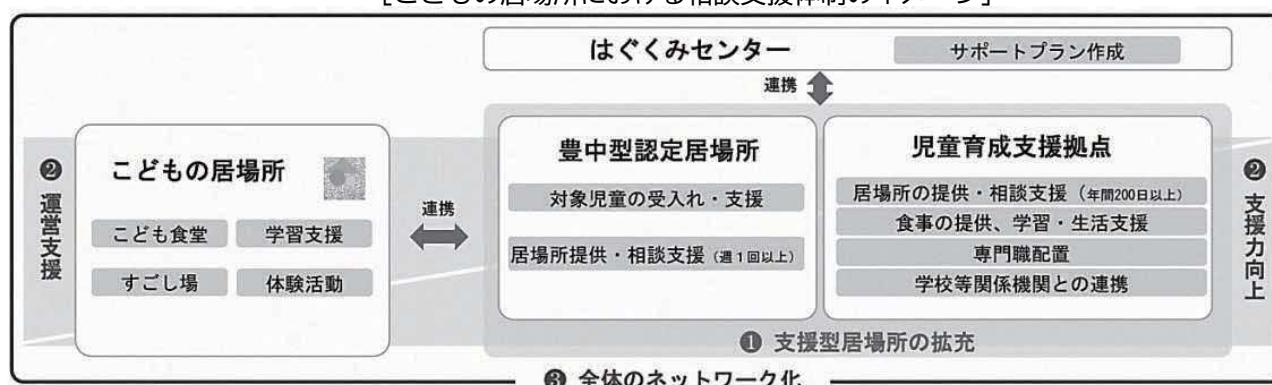
週1日以上実施のマイ子育てひろば・・・民間就学前施設 10 か所

週3日以上実施の地域子育て支援センターで実施しているマイ子育てひろば・・・公立こども園 16 か所

②こどもの居場所における相談支援体制の構築（主に学童期）

- こどもを地域全体で健やかに育む環境づくりを推進するため、こどもの居場所づくりを全小
学校区で推進します。
- 主に支援対象児童等を対象とする支援型居場所を拡充（①）し、対象者に応じて居場所の運
営支援や支援力向上を体系化（②）するとともに、既存の地域の居場所も含めた全体のネッ
トワーク化（チェックリスト作成、評価指標開発等）（③）を行い、継続的・専門的な支援が
必要なこども・家庭を、はぐくみセンターに確実につなぐ体制を構築します。

【こどもの居場所における相談支援体制のイメージ】



関連する取組み

- | | | |
|---------|------------------------------|--------|
| 1-4 (3) | こどもが安心して相談できる環境づくり | (→P42) |
| 1-5 (1) | 若者支援に係る相談・支援機能の充実 | (→P45) |
| 1-5 (2) | 支援ネットワークの強化 | (→P45) |
| 2-1 (1) | 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用 | (→P47) |
| 2-3 (1) | 包括的な相談・支援体制の充実 | (→P50) |
| 2-3 (3) | 多様な子育て支援の充実 | (→P51) |
| 3-1 (1) | 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談支援体制の充実 | (→P56) |

重点施策 2

子育ては みんなで ～子育ての社会化～

子育ての不安感や負担感を抱える保護者や、子育てに伴い仕事や自分の時間が十分とれないと感じている保護者が増加しており、調査では、「代わりにこどもをみてる人がいない」や「悩みを相談できる友人・知人、育児仲間がいない」など、子育てについて身近な人に頼れていない実態も明らかとなっています。

子育ての負担軽減、不安感の解消にむけて、こどもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、子育て家庭と地域とを結び付け、より社会全体でこどもを育む環境づくり（子育ての社会化）が必要となっています。

施策の方向性

- ◆保護者の負担軽減・安心感の向上のため、子育ての楽しさや意義を感じ、余裕をもってこどもと向き合えるよう、多様なニーズに応える施策・事業の充実をめざします。
- ◆様々な人や組織が、子育て支援の担い手や支援者・団体として連携強化していく仕組みの構築をめざします。

施策展開

(1) 保護者の負担軽減・安心感向上の仕組みづくり

- こどもの一時預かりやベビーシッター・家事代行・送迎など、保護者の負担を軽減するためのサービスや取組みを進めます。
- マイ子育てひろばやこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）など、保護者が身近に頼れる環境をつくり、安心して子育てできるようにします。

(2) いろいろな人や組織が子育てに関わる仕組みづくり

- こどもの育ちを支える支援者など担い手の育成や、民間事業者等と協働で、地域で子育て家庭を支え、こどもたちが元気に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

[こどもを養育する保護者を支え、こども・子育てを様々な人や組織が支える仕組みのイメージ]



関連する取組み

- 2-1 (3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上 (→P47)
- 2-3 (3) 多様な子育て支援の充実 (→P51)

重点施策③

こどもと ともに ～こども自身による多様な参画～

調査では、こどもの自己肯定感（「自分のことが好き」）が向上している一方で、将来の夢をもっているこどもや校外活動への参加経験をもつこどもは減少し、社会のために役に立つより、自分の好きなように暮らすことを好む声の増加傾向もあります。

次代の社会を担うこどもが、人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会（こどもまんなか社会）を実現するために、こどもの社会参加の促進とこどもが意見表明できる機会の拡充、こどもの権利や社会参画が保障される環境づくりが必要となっています。

施策の方向性

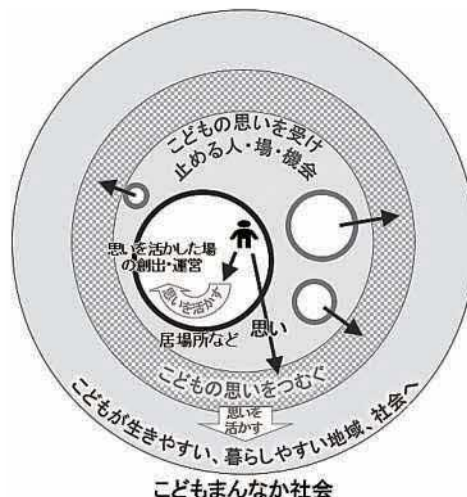
- ◆こどもが権利の主体であることを、こども自身も実感できる取組みの強化をめざします。
- ◆こどもが意見表明できる機会や役割をもって、主体的に社会参画できる機会の充実をめざします。
- ◆自分らしい生き方の選択や自立して生きていくために必要なこと、自分を守るすべを知る取組みの強化をめざします。
- ◆周囲の大人への啓発の強化（「こどもが意見や気持ちを言っている、表現している」という雰囲気づくりや機運醸成）をめざします。

施策展開

(1) こどもの思いを受け止める場の充実

○こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現にむけ、日ごろより声をあげにくいこどもも含め、こどもの居場所など、こどもの思いを受け止める人・場・機会を拡充します。

[こどもまんなか社会の実現イメージ]



(2) こどもの社会参画・意見表明の仕組みづくり

- 若手ボランティアと市の事業の担い手のマッチングなど、こどもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じ、参画できる機会の創出・拡充を行います。
- 学校等でのこどもヒアリング実施に加えて、日ごろからこどもが過ごす居場所などに市職員等が出向き、信頼関係のできている支援者の同席等エンパワーされる環境の中で、こどもが希望するテーマでヒアリングを行うなど、こどもが安心して意見を表明できる場や機会を充実させます。
- 社会的養護を要するこどもの権利擁護については、「子どもの権利ノート」の作成・配布などこれまでの取組みを継承するとともに、一時保護施設や児童養護施設、里親家庭等における第三者によるこどもの意見表明支援の仕組みづくりなど、こども自身が権利を知り、自ら意見を表明できるよう支援を行います。

(3) こどもの自己実現支援

- 教育をはじめ、ライフデザインなど、こどもが将来の夢をもち、自らの個性や能力を最大限に発揮（自分らしい生き方を選択）できるよう支援を行います。

(4) 大人がこどもの思いを聴けるような社会づくり

- こどもが安心して「自分の意見や気持ちを言っている、表現している」という社会的な雰囲気形成されるよう、「豊中市子ども健やか育み条例」の周知や研修会・学習会等の実施など、大人がこどもの思いを“聴ける”、“汲み取れる”ような社会づくりを進めます。

関連する取組み

- | | | |
|---------|---|--------|
| 1-2 (1) | 多様な人との交流や様々な体験活動（場）の充実 | (→P37) |
| 1-2 (2) | 将来に向けた学びの場（機会）の提供 | (→P38) |
| 1-2 (3) | こども・若者に対する情報発信や意見表明の機会確保 | (→P38) |
| 1-3 (3) | 地域におけるこどもが安心して、安全に遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供 | (→P40) |

施策の柱 1 子育て支援

こどもが社会で生きる力を身につけ、将来の社会の担い手として自立できるよう、一貫性をもって、就学前の教育・保育と学校教育の充実を図るとともに、こども・若者の健やかな成長の原点である遊びや体験活動をより充実させ、こどもが安心・安全に自分らしく過ごせる居場所づくりや相談支援体制の充実を図ります。

1-1 保育及び教育環境の充実

めざす姿

こどもが安心して、安全に遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる



みなさんの声

- ・おともだちがさそってくれて遊べるので、保育園が好き。(5 歳児)
- ・こどもの小学校入学にむけて、小学校生活はどのようなものなのか、こういった準備をしておくといなどの情報発信があると安心できる。(保護者)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期において、多様な環境にあっても一人ひとりの育ちが保障されるよう、質の高い教育・保育を推進します。
- ★就学前の教育・保育から学校教育への移行の円滑化、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある教育を推進します。
- ★教育における ICT*のさらなる活用等による個別最適な教育の推進とこどもの非認知能力*の育成に取り組みます。

施策展開

(1) 就学前の教育・保育の一体的な推進

- 保育所・幼稚園等に対し、保護者の就労の有無に関わらず利用できる認定こども園*への移行を促進するための支援を行い、保育定員の確保にもつなげます。
- 幼児教育・保育の無償化や預かり保育の促進など、保護者の就労の有無に関わらず利用できる施策の拡充に取り組みます。

(2) 就学前の教育・保育の質の向上

- 拡充** ○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の推進など様々な機会を通じ、こどもの育ちに大切なことを発信し、保護者や地域とともにこどもが育つ環境づくりを推進します。
- 拡充** ○安心・安全な教育・保育環境を整え、こどもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるよう、「第2次公立こども園整備計画」に基づき、公立こども園の計画的な適正配置及び再整備を引き続き推進します。
- 保育教諭等の負担を軽減することで、教育・保育時間を確保し、教育・保育の質が向上するよう、現場におけるICT*の活用を推進します。
- 保育教諭等確保のため、保育士・保育所支援センター*での就職支援や市独自助成など、様々な手法で取り組みます。
- 市内のすべての就学前のこどもが質の高い教育・保育を受けられるよう、「豊中市教育保育環境ガイドライン*」や幼児教育サポーター*の活用を引き続き推進します。
- 公立こども園においては、多様化する保育ニーズに対応し、地域の特性にあわせて園ごとに特色ある教育・保育を提供するとともに、引き続き開かれた園づくりに取り組みます。
- 計画的・効果的な研修を実施し、人権保育の推進、幼保こ小連携や小学校との円滑な接続等に対応できる保育教諭等の資質向上に取り組みます。

(3) 学校教育の充実

- こどもが夢や希望を持って力強く生き、社会の担い手として自立した存在となり、揺らぐことのない力を身につけていけるよう、第2期豊中市教育振興計画に基づき、関連施策を総合的・計画的に進めていきます。
- 小中一貫教育推進事業や小学校高学年教科担任制等の実施により、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を充実します。
- 拡充** ○学習意欲はあっても学校に通えない生徒が、特色あるカリキュラムや安心できる環境で学ぶことができるよう、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の開校に向けた取り組みを進めます。
- 児童生徒が他者や社会との関わりの中で役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねることができるよう、教育活動全体の中でキャリア教育*に取り組みます。

- 「地域とともにある学校」への転換を図り、特色ある学校づくりにむけて、学校と地域住民等が力をあわせる学校運営に取り組みます。
- 児童生徒一人一台タブレット端末へのA I 型学習ドリルの導入や教育データサイエンス機能の強化、保護者と学校との連絡システムの導入など、教育におけるI C T*の活用を一層促進します。
- 「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育9年間を見通した教育課程に基づき、系統的で一貫性のある教育を実践する施設一体型の義務教育学校として開校した「庄内さくら学園」に続き、「庄内よつば学園」の開校に向けた取組みを進めます。
- 学校施設については、児童生徒数との整合を図りながら「豊中市学校施設長寿命化計画」に基づいて、整備を進めます。
- 学校図書館の機能を活かして、多様な読書・学習活動の充実に努めます。

（４）幼少期から義務教育期間までのつながりのある育ちへの支援

- 幼保こ小連絡協議会における一貫した教育のあり方の研究や小学校向けの公開保育、こどもの交流等、各校区の実情に応じた幼保こ小の連携に取り組みます。
- こどもが安心して学校生活や学習活動が始められ、充実したものになるよう、「小学校・義務教育学校入学に向けて」など対象の家庭への情報提供を行い、小学校・義務教育学校へ入学することもや保護者の理解を促進し、不安の軽減に取り組みます。
- 「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育・保育要領や学習指導要領をふまえ、学校園において、こどもの非認知能力*を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながらこどもの生きる力を育みます。

1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

めざす姿

こども・若者が主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心をもち、社会で生きる力を身につけることができる



みなさんの声

- ・体験活動を通じて、自分が必要とされる喜びや協働する力が身についた。(高校生)
- ・将来就いてみたい職業はあるが、自分に合わなかったらどうしようかと不安。人生の先輩の体験談などが聞けたり、相談できたりする場がほしい。(高校生)
- ・自分の考えや話を聞いてもらえる機会は貴重なので、これからも大切にしてほしい。(高校生)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★こども・若者の健やかな成長の原点であり、社会性の源ともなる遊びや多様な人との交流、様々な体験機会を充実します。
- ★こども・若者の主体的な社会参画として、意見表明できる機会を充実します。
- ★生きる力を育むことや自分らしい生き方の選択につながる、学びの場や将来に向けて考える機会を提供します。

施策展開

重点施策③

(1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実

- 公共施設等を活用したこども・若者が主体のイベントの実施や、自然体験のプログラム、土に触れる園芸体験、文化財に直接触れて歴史を学ぶ場など多様な交流や体験ができる機会を提供します。
- スポーツや文化芸術等とあわせて、国際交流につながる機会を創出します。
- こども・若者が青少年団体をはじめとする地域の諸団体による様々な活動に参加し、地域の中で幅広い世代との交流ができ、こども・若者自身が一員として運営に関わることで将来の担い手育成につながるよう、取組みを支援します。
- 学校や市社会福祉協議会、団体や事業所等と連携し、体験や学習による福祉共育*の推進や、地域活動を体験、参加するこども福祉委員・こども広報委員の取組を進めます。

重点施策 3

(2) 将来に向けた学びの場（機会）の提供

- 「豊中市子ども健やか育み条例」の周知啓発を小中学校、高校で実施するなど、こども・若者自身が権利の主体であることを実感し、自分を大切にする気持ち、他者への思いやりの大切さを育む機会づくりに引き続き取り組みます。
- こども・若者が自分の将来を具体的にイメージし、自分らしい生き方を選択できるよう、ライフデザインについて考える機会を提供します。
- 高校生を対象にした乳幼児との交流会の実施など、乳幼児とのふれあい、子育ての楽しさや意義を学べる機会を提供します。
- こども・若者が性別にとらわれることなく、それぞれの個性を生かしながら将来像を描き、その実現に向けて自ら行動できる力を養うため、ジェンダー平等教育啓発に取り組みます。
- こども園等におけるプライベートゾーンの指導、学校等における生命の安全教育など、こどもを性被害から守るための教育を行います。
- 金融経済教育や消費者教育など、社会生活に必要な知識や情報の提供に取り組みます。また、18歳成年年齢化による若年者の消費トラブルの未然防止に向けた啓発に取り組みます。
- 図書館では、「知的探究合戦 めざせ図書館の達人」を開催するほか、自ら学ぶ力、生きる力の育成をめざし、小・中・義務教育学校図書館への専任司書の配置を行っています。また、おはなし会や子育てサロンなどへの出前講座を実施し、多言語書籍の充実など読書環境を整え、こども・若者の読書を支える活動を推進します。

重点施策 3

(3) こども・若者に対する情報発信や意見表明の機会確保

- 本計画に基づく取組み内容や「豊中市子ども健やか育み条例」について、こども自身が身近に感じることができるよう情報発信に取り組みます。
- 拡充** ○こども・若者発信で意見を表明できる機会や本計画の進行管理に際してのヒアリングなど、様々な分野において、こども・若者の意見が尊重されるよう、意見表明できる機会をより一層充実します。
- 高校生や大学生などの若手ボランティアへの市民公益活動に関する情報提供などにより、こども・若者が社会参画できる機会づくりに取り組みます。
- 拡充** ○(重点施策3再掲) 社会的養護を要するこどもの権利擁護については、「子どもの権利ノート」の作成・配布などこれまでの取組みを継承するとともに、一時保護施設や児童養護施設、里親家庭等における第三者によるこどもの意見表明支援の仕組みづくりなど、こども自身が権利を知り、自ら意見を表明できるよう支援を行います。

1-3 こどもの居場所づくり

めざす姿

家庭づくりや学校・地域におけるこどもの居場所づくりが進み、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる



みなさんの声

- ・公共施設での自習スペースの充実や、勉強をみてもらえる場所がほしい。(中学生)
- ・通っていたこども食堂でお手伝いをするようになって、より積極的に参加できるようになった。(中学生)
- ・居場所にきてくれる、困り感をかかえる家庭を居場所や適切な支援につなげることに難しさを感じる。(支援者)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★地域の居場所、公共施設における居場所・自習室の提供など、誰もが利用できる多様なこどもの居場所を充実します。
- ★支援型居場所の拡充など、こどもの居場所ごとの目的に応じて支援力の向上を進めます。
- ★各居場所運営の充実、必要な支援への確実なつながりに向け、居場所全体のネットワーク化を推進します。

施策展開

(1) こどもが安心して過ごせる家庭づくりの支援

- こどもが家族以外の人と関わる力を育てる機会の提供、保護者の悩みや不安に対する相談支援など、こどもが安心して過ごせる家庭づくりを支援します。

(2) 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくり

- すべての小学校就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、地域子ども教室や放課後等の児童の居場所づくり事業など、学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりを引き続き進めます。【第6章に記載】

(3) 地域におけるこどもが安心して 安全に遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供

○青少年交流文化館いぶき、郷土資料館、公民館等における自習室の提供とあわせて、家庭学習の習慣と学力の定着をめざし、民間事業者と連携した公民館や公共施設等での学習支援事業に引き続き取り組みます。

○地域の多様な担い手によるこどもの居場所づくりを、全小学校区での展開をめざして推進します。

○地域に密着したコーディネーターを配置し、こどもの居場所の立ち上げ・運営支援、居場所ボランティア講座の実施、ポータルサイト「いこっと」の運営など、こどもの居場所ネットワーク事業による居場所の運営支援に、引き続き取り組みます。

拡充 ○養育環境などの課題を抱える児童を対象とする支援型居場所として、児童育成支援拠点、豊中型認定居場所のいずれかを各中学校区に1か所以上設置（全中学校に展開）することをめざして取り組みを進めます。

拡充 ○（重点施策1再掲）主に支援が必要なこどもを対象とする支援型居場所を拡充するとともに、目的に応じて居場所の運営支援や支援力向上を体系的に推進します。

拡充 ○（重点施策1再掲）地域の居場所も含めた全体のネットワーク化（チェックリスト作成、評価指標開発等）を行い、継続的・専門的な支援が必要なこども・若者や家庭をはぐくみセンターに確実につなぐ体制を構築します。

○高校生世代のひきこもりの未然防止をめざして、民間事業者と連携して、安心して過ごせる居場所を提供し、就学や就労など、社会的に自立できるよう支援します。

○利用するこどもに気になる点がある場合など、はぐくみセンターや学校などの支援につながるよう、各こどもの居場所との連携を充実します。

○社会福祉法人豊中市社会福祉協議会による子ども食堂ネットワークや校区福祉委員会、民生委員・児童委員*、主任児童委員*の地域団体によるこどもの居場所・食材支援及びこども宅食などの様々な地域の取組みと連携します。

1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援

めざす姿

こどもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とするこどもが、個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる



みなさんの声

- 「全く知らない人のほうが相談しやすい」、「親しい人のほうが相談しやすい」と両方の声があり、多様な相談方法があることがよい。(中学生)(高校生)
- 不登校児童が通いやすい学校をつくってほしい。(支援者)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★いろいろな方法・場で、こども自身が相談しやすい環境を充実します。
- ★深刻な状況になる前に、こども・若者の悩みへの支援、予防的な関わりができるよう取り組みます。
- ★福祉・保健・教育等が連携した包括的な支援体制を築き、こどもと子育て世帯をまるごと支援します。
- ★特別な配慮を必要とするこどもの個別の状況に応じた適切な支援が届くよう、取り組みを進めます。

施策展開

(1) こどもの相談窓口体制の充実

- こども総合相談窓口、こども専用フリーダイヤル(とよなかっ子ダイヤル)、こども専用チャット相談(とよなかっ子ライン)など、夜間・休日を含め、より一層こどもにとって身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口のさらなる周知に取り組みます。
- こども園や学校、様々な交流の機会やこどもの居場所など、身近な場所で、こどもが気軽につぶやいたり、思いを伝えることができたり、相談できる環境づくりを進めます。

(2) こどもの悩みへの支援の推進

○豊中市いじめ防止基本方針に基づいたいじめ対策を引き続き進めます。

拡充 ○不登校支援として、青少年交流文化館いぶきにおいて創造活動への登館援助・相談援助・訪問援助を行うほか、小学校の校内教育支援センターへの部分登校支援員の派遣、中学校及び義務教育学校の校内教育支援センターに常駐する別室登校支援員（ステップルームスタッフ）の派遣、不登校児童生徒が在籍校のオンライン指導を受けることや、自学自習を行うことをサポートするショコラまなびの場の運営に取り組んでいます。令和9年度(2027年度)開設予定の「学びの多様化学校」を包含した施策全体の見直しを行い、さらに取り組みを進めます。

○小中学校及び義務教育学校にスクールサポーター*を配置し、児童生徒の学習面や生活面などに関わる支援を引き続き行います。

○こども・若者を対象としたメンタルヘルスに関する相談窓口の周知、メンタルヘルスリテラシー教育の推進と、SOSの出し方を含む援助希求能力の向上及び自殺予防啓発に取り組めます。

○こども・若者の周囲の大人を対象としたメンタルヘルスに関する知識の普及や対応力向上について、関係機関との取り組みや課題を共有し、有機的に連携・協働しながら進めます。

○図書館において、とよなかつ子ラインで本の紹介を配信するなど多機関と連携し、病院や複合施設、障害児通所施設、こども文庫等における読書環境を整え、読書を通じての学びや育みにつなげる支援を行っています。

○生活保護世帯の中学2・3年生に対する高校進学支援等を行う、こども支援担当ケースワーカーを配置します。

○こども・若者世代に関する取り組みについて、周知を進めます。

重点施策 1

(3) こどもが安心して相談できる環境づくり

拡充 ○（重点施策1再掲）必要な支援に確実につなぐため、はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制を築き、こどもと子育て世帯をまるごと支援します。

○はぐくみセンターに属する各課による合同ケース会議にてサポートプランを作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援を提供します。

○複雑化・複合化した課題を抱える家庭への課題解決にむけて、児童福祉や福祉、教育をはじめとした多機関協働を推進し、包括的な支援に取り組めます。

○今後、年齢・対象に関わらず、一体的なサービスが提供できるよう、介護・障害福祉、こども分野を含めた豊中市独自のサービス形態の提供に向け、必要な環境の整備をめざします。

(4) 支援を届ける環境づくり

<ヤングケアラーへの支援>

- 学校や医療機関、福祉等の他の支援の過程で発見される場合もあるため、本人が信頼する機関や関係者等、その家庭と関係が築けている機関等を窓口し、連携により信頼関係を築きながら段階的に支援に関わりつなげていくよう取り組みます。
- 家族や親が抱えている課題の負担軽減と並行してこどもの気持ちのサポートが必要であるため、多分野・多機関が連携して包括的な支援に取り組みます。
- ヤングケアラー専用相談窓口を中心として、関係分野が情報や支援方針を共有し連携して支援を行うとともに、こどもや家庭の思いを理解し丁寧に寄り添いながら必要な支援につなげていけるよう、関係機関職員などの伴走型支援力向上に取り組みます。
- 要保護児童対策協議会を軸とした関係機関の連携体制を強化し、支援の充実を図るとともに、同協議会に設置する「ヤングケアラー支援運営会議」にて支援の質の向上を図ります。
- こども向けのピアサポート*やレスパイトケア*の実施を検討します。
- こどもも含めて、ヤングケアラーについての周知啓発に引き続き取り組みます。

<障害のあるこども（家庭）への支援>

- 障害や発達に課題のあるこどもが、身近な地域で必要な支援を受けられる体制づくりに取り組みます。
- 「ともに学び ともに育つ教育」を一層推進し、障害や発達に課題のあるこどもが、合理的配慮を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられる環境づくりを進めます。
- 図書館に来館できない方への郵送や宅配サービス、視覚に障害のある方などへの対面朗読など読書環境の整備を引き続き行います。

<ひとり親家庭、貧困の状況にあるこども（家庭）への支援>

- ひとり親家庭のこどもへの支援に取り組みます。【第7章に記載】
- 貧困の状況にあるこどもへの支援に取り組みます。【第8章に記載】

<外国にルーツを持つこども（家庭）への支援>

- 日本語の読み書きの指導や学校等への通訳派遣、外国にルーツを持つこどもへの学習支援、外国語資料の収集、提供等による読書環境づくりの充実に取り組みます。
- 日本語初期指導の強化を図ります。
- 学習支援や交流の場など、外国にルーツを持つこども・若者が自身の背景や悩みをうちあけられたり、大人になっていくうえでのつながりを築いていけるよう、交流できる場や居場所づくりなどに取り組みます。
- 多文化共生社会を推進するため、外国にルーツを持つこども（家庭）への理解促進や親子の交流の場の提供に取り組みます。

1-5 若者の自立支援

めざす姿

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者が、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるとともに、安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる



みなさんの声

- ・若者支援総合相談窓口を知っている高校2年生相当年齢のこどもの割合は「24%」(アンケート結果)
- ・高校2年生相当年齢のこどもが相談窓口を利用しようと思わないのは「どんな人が話を聞いてくれるかわからない」「相談しても解決できないと思う」「相談しても、わかってもらえるか不安」が多い(アンケート結果)
- ・高校2年生相当年齢のこどもが「学校に行けない、行きづらい経験」のある・あった割合は27.4%、そのうち「行けなくなった期間6か月以上」の割合が47.5%、「その後に学校等への登校ができるようになった理由」がよくわからないとする割合は「25.0%」(アンケート結果)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★多様で複合的な課題に対し、包括的かつ段階的に支援するプログラムを組み立て、若者支援に係る相談・支援機能を充実します。
- ★各分野の相談支援窓口が連携し適切な支援ができる仕組みづくりとともに、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するネットワークを強化します。
- ★社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者が、再チャレンジできるよう居場所づくりなど社会的自立に向けた取り組みを強化します。

施策展開

重点施策 1

(1) 若者支援に係る相談・支援機能の充実

- 多様で重層的な課題を有する若者の相談に対応するため、問題の全体像を把握し、包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、若者支援総合相談窓口での支援経過を見守ります。
- 若者支援総合相談窓口に、支援プログラムの策定から支援経過のモニタリングを実施するなど、支援全般についてコーディネート機能を付加します。

重点施策 1

(2) 支援ネットワークの強化

- 社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者の相談主訴は多岐にわたり、多様で複合的な課題を有することから、学校、児童福祉、医療、保健、福祉、障害、人権、就労等の相談支援窓口が連携することで、どの窓口にも最初の相談がきても適切な支援を提供できる仕組みづくりに取り組みます。
- 義務教育から高等学校、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するため、中学校の卒業や高等学校の中途退学、年齢（18 歳）による制度の切れめ等で相談者への支援が途切れないよう取り組みます。

(3) 居場所など社会的自立に向けた取組みの強化

- 進路未定のまま学校を卒業した若者や高等学校の中途退学者、不登校やひきこもりを経験した若者の中には、人との交流や社会体験の不足から職業的自立の困難度が高くなる場合もあることから、再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供に向けて取り組む必要があります。
- 若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、個々の状況に応じた段階的な支援により自己肯定感や規範意識を育成するとともに、地域や民間団体の協力を得ながら、再チャレンジの機会創出に取り組みます。

施策の柱 2 子育て支援

支援を必要とするすべての家庭に情報が行き届き、確実に支援につなげるとともに、市民や関係機関・団体と一緒に、地域全体で子育て・子育てを支援する社会づくりを行います。

2-1 地域の子育て環境の整備

めざす姿

こどもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ、保護者同士も身近な場所でふれあい、支えあうことができる



みなさんの声

- ・子育てに関する交流や活動の拠点（場）について、住んでいる地域によっては利用が難しいので数を増やしてほしい。（保護者）
- ・支援の質を向上するために、各支援団体の人材体制や配置の拡大が必要。（支援者）

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★日常的に保護者同士が支えあうことができ、転入世帯など孤立しがちな保護者に対してもつながりやすいよう、身近な相談場所、遊び場、交流の場を創出します。
- ★関係機関の連携強化を図るとともに、子育て関連団体の活動支援を行います。
- ★子育て・子育てを支える人材・組織を育成します。

施策展開

重点施策 1

(1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用

- 拡充** ○すべての校区で公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」を設置し、育児相談や園庭開放、講座等を実施することで、安心して子育てできるよう取組みを進めます。
- 公共施設及び保護者やこどもが集まる場所では、絵本コーナーやキッズコーナー、プレイルームを設置するなど親子で集える場所・遊びの場を提供するとともに、様々な講座やイベント開催を通じて保護者同士の交流や仲間づくりに取り組めます。
- 0歳から就学前までのこどもと保護者の交流スペースとして、千里公民館や庄内公民館の保育室を自由解放します。

(2) 地域子育て・子育てネットワークの充実

- 関係機関が集まる連絡会の開催などを通じて、地域の教育・保育施設と住民との「顔の見える」つながりを深め、地域全体で子育て家庭を見守る環境づくりを進めます。
- 子育て・子育て関連のグループ活動を行っている公民館登録グループの取組みの支援、子ども服リユースなどの取組みを通じた子育てのサポート、公民が一体となって子育て情報の提供とともに各機関のPRを行うなど、市域全体で子育て支援の機運づくりに取り組めます。

重点施策 2

(3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

- （重点施策2再掲）こどもの育ちを支える支援者などの担い手の育成や、民間事業者等との協働で、地域で子育て家庭を支え、こどもが元気に安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 地域の様々な人々が地域ぐるみで子育て・子育て支援をすることに関心をもち、主体的に参画できるよう、また担い手の確保・育成にもつながるよう、活動周知の強化やICT*化の推進を行うとともに、関係機関・団体と連携して各種講座や学習機会の提供に取り組めます。
- 保護者自身が支援者として地域の子育てに関わることができるよう、保護者同士のつながりの場などにおいて、みんなで子育て支援を行う意識の醸成、機運づくりを行います。
- 子育て支援センターでは、地域の子育て支援の担い手の育成のため、研修等の機会提供を行います。
- 図書館が中核となって子ども読書活動連絡会を開催し、市民や関係部局、関係機関と地域の情報や課題を共有し、すべてのこどもが安心して自由に読書を楽しめる環境づくりを進めます。また、こどもと本をつなぐボランティア講座を通し、こどもの育ちに大切なことを共有しながら読み聞かせについて学び、終了後は地域の活動につなげるほか、ボランティアフォローアップ研修講座を実施し、活動の継続に必要な学びの支援を行います。

2-2 子育てに必要な情報提供等

めざす姿

保護者が子育てに喜びを感じ、こどもとともに成長できていると感じることができる



みなさんの声

- ・子育てに関する情報をどこでどのように入手したらいいのかわからない。(保護者)
- ・転入者にも情報を入手しやすくしてほしい。(保護者)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★情報を求める人に、必要な情報が確実に届くための、発信媒体の充実や情報提供できる機会（場）を充実します。
- ★支援・相談体制の再構築と関連部署、関連機関同士の連携を強化します。
- ★地域（社会）で子育てを支える意識・機運を醸成します。

施策展開

（１）はぐくみセンターを中心とした利用者支援体制の充実

○こども・子育て支援について、個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように、はぐくみセンターを中心とした利用者への情報提供を行います。また、利用者支援事業の子育て支援コーディネーター*（基本型）の計画的な配置を行うなど、利用者にとってより身近な場所で情報が入手できるような環境づくりを進めます。

（２）子育てに関する情報発信の充実

○子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」をはじめ、市ホームページ、広報とよなか、SNS*（ほっぺちゃん通信や市公式LINE等）など、多様なメディアを活用し、子育てに関するサービス内容や事業の実施状況などを情報発信します。また、スマートフォンのプッシュ通知機能の活用等により、情報を求める人に必要な情報が確実に、タイムリーに届くように取り組みます。

○「マイ子育てひろば」の拡充により、より身近な場所で情報が直接入手できる環境・体制

を構築します。

- 保護者同士の交流・情報交換の機会（場）を充実するとともに、学びの場づくりに取り組みます。
- 転入世帯への転入手続き時の情報提供や外国人世帯への多言語による情報提供など、周囲とのつながりが希薄になりがちな家庭に対して、個別の状況に応じて必要な情報が届く工夫に取り組みます。
- 子育て家庭への訪問事業や就学前施設等への出前講座などを通じて、訪問型（アウトリーチ*型）の情報発信を行います。
- 各種健康診査、子育てに関する講座や学習会、交流会、絵本等のおはなし会などの機会を活用し、出産やこどもの成長に応じた子育てに関する必要な情報提供を行います。
- 4 か月児健康診査で、ブックスタートパックの提供や絵本の読み聞かせを通じてこどもとのふれあいを促進し、こどもの本や親子で過ごす場所などの情報提供を行います。
- 関係機関及び市民に対し、里親制度等を周知します。
- 図書館や病院等において、子育てに必要な資料を収集し、コーナーを設置するなど、周知啓発や情報提供を行います。

（３）家庭教育支援の推進

- こどもの人権やこどもの育ちに大切なこと、子育ての意義、保護者がこどもとともに成長する喜びや楽しさなどの理解を深めるための機会（場）の創出や情報発信を充実させます。
- 出産経験のない人や妊娠中の人がかどもとふれあえる機会や高校生と乳幼児が交流できる機会、子育て家庭が交流できる機会など、当事者とふれあいながら学べる機会を充実させます。
- 関係部局、関係機関・団体等と連携しながら、家庭教育について学べる講座・イベントの開催、情報提供を行います。
- こどもとの関わり方等を学ぶプログラムを身近な場所や自宅で受講できるよう、提供場所、提供量の充実を図ります。

2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

め ざ す 姿

保護者が身近な場所で相談できたり、必要な支援を受けられることで、安心して子育てできる



みなさんの声

- ・こどもと過ごせる時間が少なく、親がゆとりをもって子育てできる環境を整えることが必要。（保護者）
- ・子育て家庭が遠慮なく地域や行政・公的機関に「しんどい」「助けて」と言える関係性を日ごろからつくることが大切。（支援者）

施 策 の ポ イ ン ト

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★必要な支援に確実につながための切れ目のない包括的な支援体制を構築します。
- ★より身近な場所で相談を受けることができる体制を構築します。
- ★多様な子育てニーズに応じられるよう、支援サービスを充実します。

施 策 展 開

重点施策 1

（１）包括的な相談・支援体制の充実

- 拡充** ○（重点施策 1 再掲）必要な支援に確実につながため、はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制を築き、すべての妊産婦、こども、子育て世帯をまろごと支援します。
- 拡充** ○（重点施策 1 再掲）妊婦及び子育て中の方を対象に、子育てに関する不安を解消するため、地域の身近な子育て支援の拠点として公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」を導入します。
- 支援の必要な妊産婦、こども、子育て家庭を確実に支援につなぐため、はぐくみセンターに統括支援員（母子保健及び児童福祉の知識を持つ者）を配置し、専門職チームによりサポートプランを作成して継続的支援を行います。
- 児童相談所職員等に特定妊婦等への支援について研修を行うとともに、母子保健部門と児童相談所が連携し、適切な情報共有を図ります。
- 拡充** ○養育に課題のある家庭を確実に支援につなげられるよう、はぐくみセンターと児童相談所を中心とし、関係機関の連携を強化します。
- 拡充** ○はぐくみセンターにおいて、実際の支援現場から必要な支援メニュー及び適切な運用方法

を抽出・検討し、開拓します。また、こども家庭支援情報の一元化により、早期に確実な支援につなげます。

○児童虐待の早期発見にあたっては、はぐくみセンターと児童相談所等関係機関が緊密に連携し、ケースマネジメントを行う中で児童虐待予防につとめるとともに、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）*を通じた啓発や、通告対応による児童虐待の早期発見・早期対応の取組みを引き続き行います。

○児童相談所で支援を終えた後も途切れることなく、民間資源も活用しながらこどもや家庭の自立支援につなげていきます。

○ケース検討会議などにおいて、支援者のスキルアップを行います。

（２）自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ*型）支援体制の充実

拡充 ○新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業による生後４か月までの乳児家庭全戸訪問や、乳幼児健診未受診者への訪問、育児支援家庭訪問事業、子育て世帯訪問支援事業など、訪問型（アウトリーチ*型）の相談・支援事業を充実させ、子育てに対する不安感や負担感を軽減し、課題を抱える家庭を早期に発見し、ニーズに応じた支援、児童虐待の防止につなげます。

重点施策 2

（３）多様な子育て支援の充実

拡充 ○子育て家庭の自由時間の創出にむけて、マチカネポイントを活用した子育て支援サービスの利用促進に取り組みます。

拡充 ○民間も含めた子育て支援サービスを一元的に管理・発信するプラットフォーム*を構築するとともに、新サービスの創出に取り組みます。また、それに伴い必要となる人材（ベビーシッター等）の育成に取り組みます。

拡充 ○子育て家庭のライフスタイルに応じ、必要とする支援サービスをどの時間帯でも探し出せるよう、ＡＩを活用した家庭とサービスのマッチングに取り組みます。

○子育て世帯訪問支援事業を活用するなどにより、園の送迎や学校への送りだしなど、子育て世帯のニーズに対応したサービスに取り組みます。

拡充 ○こども・家庭を確実な支援につなぐため、また相談支援のきっかけを築くため、支援メニューの開拓、充実を図ります。

○各サービスの導入にあたっては、そのサービスによって、家庭の主体性を尊重し生活を回復できるような運用をめざし、家庭の自立につながるよう支援します。

拡充 ○乳児院を設置し、ニーズの高い０歳児の預かりを実施します。

拡充 ○養育里親の確保等によりショートステイ枠を拡充し、必要とする家庭をより支援につなげます。

拡充 ○一時保育予約システムの導入により、一時保育の一層の利用促進を図ります。

○子育て家庭のゆとりある読書時間の創出にむけて、図書館でのこどもの一時保育に取り組みます。

○保護者のこころの相談に、心理職や保健師、精神保健福祉士など専門職が対応し、子育て支援や医療的支援など必要となる適切な支援サービスにつなげます。

○支援を要する特定妊婦等への生活支援を行うため、妊産婦等生活援助事業などの制度につなげます。

拡充 ○乳児院や母子生活支援施設による妊産婦に対する養育相談・生活支援を継続するとともに、保護を要する乳児の受入枠を確保します。

(4) 必要な支援を届ける環境づくり

○DV（配偶者やパートナーからの暴力）によるこどもへの影響は深刻であり、電話相談など、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV対応と児童相談所との緊密な連携を図るとともに、DVについての正しい知識を身につけるための周知啓発に取り組みます。

○DV被害や生活困窮等の課題を抱えた母子を支援するため、母子生活支援施設との連携を図ります。

<障害のあるこども（家庭）への支援>

○こどもの発達に不安や悩みを抱える保護者が、地域の身近な場所で気軽に相談・支援を受けられるよう支援体制を整備します。

○関係機関が連携しながら、こどもの障害や発達の課題について、早期の気づきを適切な支援につなげていく発達支援の入り口としての相談体制の整備を進めます。

○「ともに生き ともに育ちあう」という視点のもと、障害のあるこどものこども園・幼稚園・保育所等や放課後こどもクラブなどへの受入れ体制の充実、小学校教育への円滑な接続を図ります。

○医療的ケア児*等支援ニーズの高いこどもにおいては、関係機関の連絡会議を活用し、必要な支援が提供できるための手法の検討と情報連携を図ります。

<ひとり親家庭、貧困の状況にあるこども（家庭）への支援>

○ひとり親家庭のこども（家庭）への支援に取り組みます。【第7章に記載】

○貧困の状況にあるこども（家庭）への支援に取り組みます。【第8章に記載】

<外国にルーツを持つこども（家庭）への支援>

○子育て・子育て支援にかかる行政情報についての多言語化や日本語の理解が難しい外国人の保護者が、こどもに頼らなくても窓口で相談できるよう、多言語による支援を行います。

○日々の子育ての悩み相談や、気軽に話ができる場として、外国にルーツを持つこども（家庭）の居場所づくりを充実し、地域とのつながりづくりを支援します。図書館で実施している「外国人ママのための場所『おやこ』」に広く参加してもらえるよう、取組みの周知に努めます。

2-4 子育てと仕事の両立の推進

めざす姿

必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる



みなさんの声

- ・就学前児童の保護者が必要と感じている支援・対策は、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「保育サービスの充実」が6割を超えて多く、前回調査より1割増（アンケート結果）
- ・子育ては母親だけではなく、配偶者など周りの協力なしでは大変なものなので、パートナー（特に父親）に対する子育て・家事に対する意識を向上させるような取り組み・契機がほしい。（保護者）

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★多様な働き方に対応できるよう保育所等の整備や保育サービスを充実します。
- ★ワーク・ライフ・バランス*を実感するため、働き方や働きやすい職場づくり、父母ともに子育てに対する知識や方法を学べる機会を充実します。

施策展開

（1）保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

- 拡充** ○待機児童等の状況をふまえ、保育所等の整備や保育人材の育成、幼稚園での延長保育（預かり保育など）の活用によって保育定員を確保していきます。
- 保護者が安心して働くことができる環境を整備するため、きめ細やかな利用者支援など引き続き多様な手法による保育サービスを充実させます。
- 拡充** ○保護者の多様な働き方に対応した教育・保育サービスを充実させ、保護者が安心して働くことができる環境整備を進めます。
- 午前7時から登校時間（午前8時）まで、通学する小学校及び義務教育学校の体育館等での児童の見守りを引き続き実施します。

(2) 家庭・企業・事業所等への啓発

- 子育て家庭に対して、ワーク・ライフ・バランス*に関する情報発信や学習の機会を提供します。
- 働きたい希望がありながら就労していない母親に対して（再）就職の支援、また、父親に対して育児に関する知識や方法を学べる機会を充実し、子育てを応援します。
- 企業・事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス*・女性活躍推進の重要性や企業等におけるその効果を伝えるとともに、多様な働き方、働きやすい職場づくりに関する情報提供を進めます。

施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

子育て・子育てにやさしい生活環境、保健・医療体制づくりや子育て家庭への経済的な支援を充実するとともに、地域・関係団体等と連携した見守り体制の充実、こどもを対象とした防災、防犯、安全対策の強化によりこどもの安全確保を図り、安心・安全なまちづくりを進めます。

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

めざす姿

地域の中で安心して安全に妊娠・出産・子育てができる



みなさんの声

- ・妊娠中の人が不安をかかえている時に気軽に相談できる場所や制度が充実するとうれしい。（保護者）
- ・就学前児童の保護者の子育てに関して不安や精神的な負担について「非常に感じる」「どちらかといえば感じる」は5割を占め、前回調査より1割増。（アンケート結果）

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★妊娠・出産・子育てに関する知識の普及と相談支援体制の充実に取り組みます。
- ★安心して安全に妊娠・出産・子育てができるよう母子保健事業や小児医療体制を推進します。
- ★住まいや外出において子育て・子育てにやさしい生活環境づくりを進めます。
- ★子育てに関する家庭への経済的な支援を行います。

施策展開

重点施策 1

(1) 妊娠・出産・子育てに関する

知識の普及、相談支援体制の充実

- 妊産婦及び家族が妊娠・出産期の健康づくりやメンタルヘルス、子育てに関して正しい知識をもつことができるよう、相談・保健指導などきめ細かな支援を行います。
- プレコンセプション・ケア*や、不妊症、不育症に関する知識の啓発を行います。また、不妊症、不育症の医療費助成を行います。
- 妊娠届出、乳幼児健康診査、健康教育、育児相談等、多様な意識啓発や学習機会の提供、相談支援の充実に取り組みます。
- 子育ての喜びや楽しさを発信し、父母ともに妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を学ぶ場に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 妊産婦が安心して妊娠・出産及び産後期間の生活を過ごせるよう、不安や悩みの相談・支援の場を充実し、医療機関等と連携しながらサポートします。また、里帰り出産の場合も里帰り先自治体や医療機関と必要に応じた連携を行います。
- 拡充** ○産後の心身不安をやわらげるために、産後の母子を対象に、産後ケアサービスを拡充します。

(2) 母子保健事業の推進

- 疾患や障害の早期発見・早期支援につなぎ、こどもの健康の保持・増進に取り組むとともに、子育てを支援します。
- きめ細やかで継続性のある支援の実施にむけ、医療・福祉関係機関等と連携・調整した相談支援体制等を充実させます。
- 健康診査未受診者へのフォロー体制を充実させ、こどもの健康づくりの促進や子育て不安の軽減、支援が必要な家庭を早期に発見し対応します。
- マタニティブルーと産後うつに対応するための取組みとして、産前産後の心身の不調や育児への不安がある妊産婦や家族について、医療機関や関係機関と連携した支援に取り組めます。
- 流産・死産等経験者へのグリーフケア*などの支援を行います。

(3) 小児医療体制の確保

- 基礎疾患をもつ妊産婦やハイリスク妊婦*、救急医療が必要な乳幼児に対応するため、周産期医療体制を確保します。
- 小児救急医療についての周知を行うとともに、関係機関と連携しながら医療提供体制を確

保します。

- 医療と保健・福祉機関が連携しながら、産後うつ予防、児童虐待予防、慢性疾病をもつ子どもや医療的ケア児*の支援を行います。
- こどもの緊急の病気やケガに対する家庭での対処方法について、知識の普及・啓発を推進します。
- 子育て世帯・社会的支援が必要な患者への支援を行います。

（４）子育て・子育てにやさしい生活環境づくり

- 拡充** ○こどもやベビーカー等の使用者が安全・快適に移動できるよう当事者の声を活かした歩行空間の整備や、オムツ替えや授乳等のためのスペースなどを提供し、こども連れでの外出を支援する「赤ちゃんの駅」や「とよなか子育て応援団」の充実など、子育てバリアフリーを推進します。
- 拡充** ○公園では、こどもが安心して遊び、地域の人交流する場となるよう、「公民連携」「遊具などの計画的な更新」「参画型」を基本に取組みを進めます。民間活力を導入したイベント等を充実するとともに、施設の魅力向上、地域住民との協働とパートナーシップによる運営を推進し、地域の人目が行き届いた安心できる施設とします。
- 拡充** ○市営住宅では、未就学児がいる世帯に収入制限の緩和や抽選時の倍率優遇措置のほか、子育て世帯向け住戸の募集を拡充します。また居住支援協議会を通じて民間賃貸住宅への入居を支援します。
- 書かない窓口を展開し、引越し等に伴う児童手当、こども医療、健康保険等の手続きの利便性を高めます。

（５）子育て家庭への経済的な支援

- 個々の子育て家庭の状況に応じた手当や助成、貸付等の経済的支援を実施します。
- 各種制度を円滑に活用できるよう、対象となる家庭への周知に取り組みます。
- 認可保育施設等の0歳から2歳児クラスに在籍している第2子以降の児童の保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
- ひとり親家庭には、離婚前相談において養育費に関する情報提供を行うなど、養育費確保のための支援を進めます。
- 高等学校等への修学が困難な生徒に対して奨学金の貸付けを行うとともに、基金の効率的な運用について検討を行います。
- 出産や子育てにかかる負担軽減を図る給付を行うとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない寄り添った支援を引き続き行い、妊婦や子育て家庭が必要とする支援へとつなぐ伴走型相談支援の充実に取り組みます。

3-2 こどもの安全確保

めざす姿

こどもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、安心して安全に暮らすことができる



みなさんの声

- ・成年年齢が 18 歳に引き下げられ、できることとともに責任も増えるので、不安な気持ちが大い。（高校生）（子育て当事者）
- ・登下校通路の安全面や地域の防犯について不安感があるので、環境の整備や見守り体制の充実が必要。（保護者）

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★こどもが災害や犯罪、事故から守られるよう、地域住民や関係団体等が連携し、校区間で連携した見守り体制を充実します。
- ★こどもが安心して、安全に暮らすため、こどもを対象とした防災、防犯、安全対策を強化します。

施策展開

（１）地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

- 安心・安全な生活環境づくりに向け、地域住民や関係団体等と連携した見守りや防犯活動の推進、担い手の拡充に取り組みます。
- 健全育成に向け、学校、地域、警察、関係機関・団体が連携し、非行の未然防止や健全な成長に悪影響を及ぼす情報を排除する等の見守り活動を推進します。
- 健全育成への意識、活動の地域格差を解消するため、情報交換・共有を図るなど、校区間での連携を深めます。
- 地域での防犯・防災活動等の支援により、地域の安全は地域で守る意識の醸成・取組みを推進します。

（２）こどもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

- こどもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立に向けた継続的な取組みを進めます。
- こどもを犯罪や事故等から守る安全対策を強化します。
- インターネット上でのトラブルなど、誹謗中傷や人権侵害、消費者問題についてこどもを守る啓発を充実していきます。